

一般競争入札の実施(公告)

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

令和7年6月13日

長崎県知事 大石 賢吾

Ⅰ 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 R6 単債般011-1-01
- (2) 工 事 名 新佐世保警察署(仮称)建設工事
- (3) 工事場所 長崎県佐世保市花園町
- (4) エ 期 730 日間
- (5) 工事概要 警察署庁舎 鉄骨造 4 階建て 延べ床面積 9,836.36 m²
受水槽一体型ポンプ室:ステンレス製 平屋建て 延べ床面積 10.00 m²
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(施工計画新佐世保警察署特別型)を適用した工事である。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、落札決定後に仮契約を締結し、長崎県議会の議決後、県がその旨を通知したときに本契約となる。
- (10) 本工事は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を不可とする工事である。
- (11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
- (12) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事(発注者指定方式)である。(詳細は現場説明書による。)
- (13) 本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。
- (14) 本工事は、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱(平成25年長崎県告示第709号。以下「低入札要綱」という。)第5条に規定する「事務所の長は前条の低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者の全員から別に定める資料の提出を求めるものとする。」工事である。ただし、「前条の低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者の全員から」を「開札後、入札を一時保留し、総合評価の審査の結果、落札予定者が前条の低入札調査対象者の場合は、落札予定者に対して」に読み替える。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の競争参加資格を有する者は、長崎県建設工事総合評価落札方式(新佐世保警察署特別型)実施要領(以下「実施要領」という。)第3条に定める要件を満たす者で、かつ、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(平成15年長崎県告示第780号。以下「入札要綱」という。)第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次に掲げる要件をすべて満たし、さらに入札要綱第12条第2項の規定に基づき、当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、本契約締結日からとする。

共同企業体の構成員数	3者		
出 資 比 率	最小限度 20 パーセント		
資 格 要 件	代 表 構 成 員	その他構成員 1	その他構成員 2
建設業の許可に関する条件	法第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	法第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	法第3条の規定に基づく、建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
総合評定値に関する条件	建築一式工事における総合評定値が1200点以上	建築一式工事における総合評定値が900点以上	建築一式工事における総合評定値が800点以上

同種工事の施工実績に関する条件	○ 平成22年度(2010年度)から令和6年度(2024年度)までに完成した工事で、単体又は共同企業体の構成員として施工した、以下の(1)から(3)までの全てに該当する施工実績があること。 (1) 工事種別 新築工事、増築工事又は改築工事とし、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事(以下「新築工事等」という。) (2) 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(これらの混構造を含む。)のいずれか(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)によるもの。 (3) 建物規模 延べ面積4,000平方メートル以上 ○ 施工実績となる建物は、同一棟の建築とする。 ○ 増築工事及び改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。 ○ 施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合で、その他構成員としての施工実績については、その回数が2以上あること。	条件なし	条件なし
その他	当該企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回ること。	以下の(1)及び(2)に該当すること。 (1) 法による1級建築施工管理技士又は建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士を合わせて3名以上有すること。 (2) 建築一式工事における年間平均完成工事高が1億円以上あること。	以下の(1)及び(2)に該当すること。 (1) 法による1級建築施工管理技士又は建築士法による一級建築士を合わせて3名以上有すること。 (2) 建築一式工事における年間平均完成工事高が1億円以上あること。

配置技術者に関する 条件	以下の条件をすべて満たす 技術者を専任で配置できるこ と。			
	種 類	監理技術者	主任技術者	主任技術者
国家資格 等	国家資格 等	① 以下のいずれかの国家資格等を有する者 ・法による1級建築施工管理技士又は建築士法による一級建築士の免許を有する者 ・「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者	① 以下のいずれかの国家資格等を有する者 ・法による1級建築施工管理技士又は建築士法による一級建築士の免許を有する者 ・「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者	① 以下のいずれかの国家資格等を有する者 ・法による1級建築施工管理技士又は建築士法による一級建築士の免許を有する者 ・「法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(平成元年建設省告示第128号)の第1号及び第5号の規定により、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認めた者。ただし、特別認定業種が、「建築工事業」に係る者とする。 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
		工事経験 ○ 平成22年度(2010年度)から令和6年度(2024年度)までに完成した工事で、単体又は共同企業体の代表構成員として施工した、以下の(1)から(3)までの全てに該当する工事現場において監理技術者又は主任技術者として従事した経験がある者 (1) 工事種別 新築工事等 (2) 構造 鉄筋コンクリート造等 (3) 建物規模 延べ面積 4,000平方メートル以上 ○ 工事経験となる工事の契約期間のうち、過半の期間	条件なし	条件なし

	において監理技術者又は主任技術者として従事したものに限る。 ○ 工事経験となる建物は、同一棟の建物とする。 ○ 増築工事、改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。		
その他	① 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にある者。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者は専任すること（「建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて（通知）」（令和7年1月24日6建企第265号）の記「主任技術者の兼務に係る取扱い」は当工事では適用除外とする。）。 ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。		
建設業法に基づく経営事項審査等	令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。	令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。	令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

（注1）「総合評定値」とは、法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書における総合評定値とする。

（注2）「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事及び契約の相手方が公団、公社である建設工事をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注3）「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経営業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

（注4）「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

（2）令和7年度の長崎県建設工事の入札参加資格を有しない者で入札参加を希望する者は、入札参加資格の審査申請を令和7年6月26日（木曜日）までに行うとともに、3の競争参加資格の確認を受けること。

一般競争参加資格審査申請書（建設工事）の提出場所

長崎県土木部監理課建設業指導班

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 (代表)095-824-1111(内線3015)

3 競争参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する共同企業体(以下「入札参加希望者」という。)は、競争参加資格確認申請書のほか関係書類(以下「申請書等」及び「技術資料」という。)を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等として次の書類を提出し、内容が適切なものであること。
- ① 実施要領第16条第1項(1)のア、イ、ウ、オ、カ及びキ
 - ② 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の審査を受けた者は、実施要領第16条第1項(1)のエとして直近の総合評定値通知書の写し
 - ③ 誓約書(別記様式)
- (3) 技術資料として「4 総合評価に関する事項(4)」に示す書類を提出し、不足が無いこと。

4 総合評価に関する事項

- (1) 評価項目及び配点

施工計画:技術申請様式3号		
	評価項目	配点
	施工計画①:構造体(主要構造部)の品質確保について	5点
	施工計画②:工事期間中における周辺への安全及び環境対策について	5点
配置予定技術者の施工実績(代表構成員):技術申請様式1号		
	評価項目	配点
	配置予定技術者の施工実績	10点
企業の施工実績(代表構成員):技術申請様式1号		
	評価項目	配点
	企業の施工実績	10点
加算点合計		30点

- (2) 施工計画の評価内容、評価基準、技術申請様式3号の作成要領及び特記事項

【施工計画(加算点 10点)】

- a 施工計画①(加算点5点):重点的に配慮すべき事項「構造体(主要構造部)の品質確保について」
「重点的に配慮すべき事項」に対する現場条件
現場条件Ⅰ 防災・治安の活動拠点として、長期にわたる高い耐久性と品質の確保のためには、構造体(主要構造部)の品質確保が重要である。
※主要構造部とは、建築基準法第2条第5号に定義される主要構造部をいう。
- b 施工計画②(加算点5点):重点的に配慮すべき事項「工事期間中における周辺への安全及び環境対策について」
「重点的に配慮すべき事項」に対する現場条件
現場条件Ⅰ 本工事現場は住宅地にあり、学校及び福祉センターが近接しているため、周辺への安全及び環境対策が必要である。

評価内容	評価基準	配点
○ 設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対し、現場条件を反映し、設計図書に基づいた適切な施工実施能力を評価する。	適切	5.0
	適切でない	0
作成要領及び特記事項		

1) 作成要領

- ① 発注者の設定した「重点的に配慮すべき事項」に対し、具体的な施工計画を必ず記載すること。
- ② 具体的な施工計画は、現場条件を反映して記載すること。具体的とは、必要に応じ、施工箇所、使用材料、期間、規模(延長等)、効果等が適切に記載されていること。
- ③ 施工計画は、本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み 400 字以内で記載すること。ただし、現場条件欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。
- ④ 設計図書に基づく施工計画であり、高度な技術提案を求めるものではない。

2) 特記事項

- ① 本様式に記載がないものは一切評価しない。
- ② 評価項目と明らかに異なる内容が記載されているものは一切評価しない。
- ③ 施工計画が 400 字を超えたものは一切評価しない。
- ④ 本様式に図、表等が添付されているものは一切評価しない。
- ⑤ 施工計画に求めている様式以外の資料が添付されているものは一切評価しない。
- ⑥ 施工計画の内容が判断できないもの及び疑問があるものは一切評価しない。

(3) 配置予定技術者及び企業の能力の評価内容、評価基準、技術申請様式Ⅰ号の作成要領及び特記事項

【配置予定技術者の施工実績(代表構成員)(加算点 10 点)】

評価内容	評価基準	配点
○ 同種工事及び類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度(平成22年度(2010年度))から公告日までに完成した工事で、以下の条件に該当するものとする。 ・工事種別 新築工事等 ・同種工事の条件に該当するもの ・構造 鉄筋コンクリート造等 ・建物規模 延べ面積 9,000平方メートル以上 ・類似工事の条件に該当するもの ・構造 鉄筋コンクリート造等 ・建物規模 延べ面積 7,000平方メートル以上 9,000平方メートル未満	同種工事	10.0
	類似工事	5.0
○ 施工実績となる建物は、同一棟の建築とする。 ○ 増築工事、改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。 ○ 実績対象技術者の要件 ① 対象技術者は以下のとおり ・元請又は代表構成員の主任(監理)技術者 ・元請又は代表構成員の現場代理人 ・その他構成員の主任(監理)技術者 ただし、現場代理人としての実績は、対象工事の工期の始期日以前に以下(1)～(4)のいずれかの資格を取得し従事した工事に限る。 (1)1級建築施工管理技士 (2)2級建築施工管理技士(種別「建築」) (3)一級建築士 (4)二級建築士 ② 従事期間の条件:最終工期の2分の1より長いものとする。 ○ 当該申請における代表構成員の配置予定技術者の施工実績とする。	実績なし	0
作成要領及び特記事項		

1) 作成要領 ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料(コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの)を添付すること。
2) 特記事項 ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。 ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。 ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

【企業の施工実績(代表構成員)(加算点 10 点)】

評価内容	評価基準	配点
○ 同種工事及び類似工事の条件 公告日の属する年度の直前15ヵ年度(平成22年度(2010年度))から公告日までに完成した工事で、以下の条件に該当するものとする。 ・工事種別 新築工事等 ・同種工事の条件に該当するもの ・構造 鉄筋コンクリート造等 ・建物規模 延べ面積 9,000平方メートル以上 ・類似工事の条件に該当するもの ・構造 鉄筋コンクリート造等 ・建物規模 延べ面積 7,000平方メートル以上 9,000平方メートル未満 ○ 施工実績となる建物は、同一棟の建築とする。 ○ 増築工事及び改築工事の場合の建物規模は、当該工事部分の延べ面積に限る。 ○ 実績対象工事の要件 ① 元請として施工したものとする。 ② 受注形態が共同企業体の場合、代表構成員又は出資比率が20%以上のその他構成員の施工実績とする。 ○ 当該申請における代表構成員の施工実績とする。	同種工事 類似工事 実績なし	10.0 5.0 0

作成要領及び特記事項

1) 作成要領 ① 「評価内容及び評価基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価内容及び評価基準」を証明する資料(コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの)を添付すること。
2) 特記事項 ① 本様式に記載がないもの及び添付資料がないものは評価しない。 ② 添付資料は文字のにじみ・つぶれ等により判読できないことが無いよう注意すること。 ③ 添付資料により「評価内容及び評価基準」が確認できないものについては評価しない。

(4) 技術資料として次の書類を提出すること。

- ① 実施要領第16条第1項(2)のアとして「技術申請様式1号:技術者及び企業の施工能力調査」
- ② 実施要領第16条第1項(2)のイとして「技術申請様式3号:施工計画書①」及び「技術申請様式3号:施工計画書②」

(5) 技術資料の提出方法

入札方法	提出方法	提出部数
紙入札	持参の場合	電子媒体(CD)2部

	郵送の場合	電子媒体(CD)1部
--	-------	------------

注：電子媒体(CD)については、下記事項に留意すること。

- ① 電子媒体(CD)は、以下に示すファイルの両方を収めること。また、記載内容が同一であること。なお、記載内容の相違、技術資料の不足等は、入札無効又は競争参加資格が無しとなる場合がある。

(PDFファイル)

- ・「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」及び「評価内容及び評価基準」を証明する資料

(Excelファイル)

- ・「技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書」

- ・「技術申請様式3号：施工計画書①」

- ・「技術申請様式3号：施工計画書②」

- ② CDのラベルには「工事番号」、「工事名」、入札参加者名の「商号(又は名称)」、「ウイルスチェック欄を設けたウイルスチェックの実施日」及び「提出日」を記入すること。

- ③ 電子媒体に収めたPDFファイル及びExcelファイルのファイル名は、「商号(又は名称)」とすること。なお、複数のPDFファイルを保存する場合のファイル名は、「商号(又は名称)」とファイルの内容がわかるタイトルで保存すること。

- ④ 提出様式は県のホームページからダウンロードした最新のファイルを使用すること。(電子媒体CDで配布する様式を除く。)

- ⑤ 提出された電子媒体の電子データを発注機関において読み込めない場合や、電子データが不鮮明で、内容が判断できない場合は評価しない。

5 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類及び入札・ 契約に関する事項	長崎県 土木部 建築課 調整班	TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1 号
工事・技術 担当	設計図書の内容等技 術的要素に関する事 項	長崎県 土木部 営繕課 営繕班	TEL 095-894-3096 FAX 095-827-3367	

6 入札日程

【交付について】 申請書等及び技術資料様式並びに入札説明書の交付期間及び方法 ※申請書等及び技術資料等の提出を行わない者は、交付した電子媒体CDを令和7年6月27日(金曜日)までに返却すること。 ※持参又は郵便書留に限る。期間内に必着のこと。	【交付期間】 令和7年6月13日(金曜日)から 令和7年7月24日(木曜日)まで 令和7年6月13日(金曜日)から 令和7年6月27日(金曜日)まで	・書類様式 長崎県ホームページ(https://www.pref.nagasaki.jp/)トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」から入手すること。また、誓約書(別記様式)は営繕課ホームページから入手すること。 ・入札説明書 5 入札等担当部局 入札・契約担当より入手(電子媒体CDにて配布)すること。なお、入手時に誓約書(別記様式)を提出すること。 ・郵送での交付を希望する場合は、電子媒体CDが入る封筒(530円切手を貼付け、送付先を記載したもの)を提出すること。
---	---	--

※申請書等及び技術資料等の提出を行う者は、交付した電子媒体CDを令和7年7月24日(木曜日)までに返却すること。 ※持参又は郵便書留に限る。期間内に必着のこと。	申請書等及び技術資料等の提出時から令和7年7月24日(木曜日)まで	
【提出について】 申請書等及び技術資料等(電子媒体CD)の提出期間及び場所 ※持参又は郵便書留に限る。期間内に必着のこと。	【提出期間】 令和7年6月16日(月曜日)から 令和7年6月27日(金曜日)まで	長崎県 土木部 建築課 調整班 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
技術資料等に係るヒアリング	必要に応じて実施する。	5の担当部局による。
競争参加資格確認結果の通知期限及び方法	令和7年7月11日(金曜日)	申請者(共同企業体の場合は、代表構成員)あて郵送にて通知する。
【質問について】 入札説明書に関する質問の受付期間及び場所	【質問受付期間】 令和7年6月16日(月曜日)から 令和7年7月14日(月曜日)まで	5の担当部局に郵送にて提出(※期限内に必着) やむを得ない場合の取扱い等は(注2)参照のこと。
【回答について】 上記回答期限及び回答方法	【回答期限】 令和7年7月16日(水曜日)まで	・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答 ・全参加者に関する事項は、下記ホームページに掲載 https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html
【提出について】 入札書及び工事費内訳書の受領期間及び提出場所 ※郵便書留に限る。受領期限内に必着のこと。	【受領期間】 令和7年7月17日(木曜日)から 令和7年7月24日(木曜日)まで	長崎県 土木部 建築課 調整班 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3091
開札日時及び場所	令和7年7月25日(金曜日) 午前9時30分から	長崎県土木部建築課入札室(行政棟6階) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3091
配置予定技術者に係る通知書の提出期間、場所及び方法	落札者仮決定通知の翌日から起算して3日以内	5の入札・契約担当部局に持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)による。

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札説明書に関する質問は、所定の様式により郵送で行うこと(時間的に不可能でやむを得ない場合は電送

も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。)。なお、郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(注3) 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

(注4) 共同企業体の場合、競争参加資格確認申請書等、入札書、技術資料等(電子媒体CD)及び工事費内訳書には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名すること。

(注5) 入札者は、開札に立ち会うことができる。ただし、入札者の代理人が開札に立ち会う場合、委任状を持参すること。

なお、入札者の立ち会いがいない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8の規定に基づき、当該入札事務に関係のない職員が立ち会うものとする。

(注6) 開札の立ち会いにおける共同企業体の場合の入札者とは、当該共同企業体を構成する全ての構成員の代表者のことをいう。当該共同企業体を構成する一部の構成員が入札に立ち会う場合は、開札に立ち会わない構成員から開札に立ち会う構成員への委任状が必要となる。また、入札者の代理人が開札に立ち会う場合は、当該共同企業体を構成する全ての構成員から代理人への委任状が必要となる(長崎県ホームページ掲載の委任状の作成例を参照。)

(注7) 配置予定技術者に係る通知書の提出については、やむを得ない場合は、電送による通知も可とするが、電送後に必ず提出先に着信確認を行い、直ちに原本を郵送すること。

7 入札の無効

実施要領第23条のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法及び総合評価の方法

落札者は実施要領第11条の規定に基づき決定し、落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

(1) 落札者の決定方法

ア 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を行った落札仮決定者とする。

イ 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、(2)の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札仮決定者とし、アの規定を準用する。

ウ 次順位者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、イの規定を準用する。

(2) 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「施工計画」をもって入札に参加し、次のア～ウの要件に該当する者のうち、「(3) 総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

ただし、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、次のア～ウの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者としてすることがある。

ア 入札価格が、予定価格の範囲内である者

イ 評価値が、次の基準評価値を下回らない者

基準評価値＝標準点／予定価格×100,000,000

なお、予定価格の単位は円とする。また、基準評価値は小数点以下第3位(小数点以下第4位を四捨五入)までとする。

ウ 入札価格が、「11」の調査の対象となった場合、その調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされると判断される者

(3) 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

ア 評価値の算出方式

評価値＝(標準点＋加算点＋施工体制評価点)／入札価格×100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

イ 標準点及び加算点

標準点及び加算点は、技術資料等を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は30点とする。なお、加算点の一部は施工体制評価を踏まえ補正を行う。

ウ 施工体制評価点

施工体制評価点は、入札説明書において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与えられる点数で、満点は30点とし、技術資料等、聴取り調査の結果及び追加資料等に基づき審査を行う。

総合評価の審査時においては、満点の30点で仮の評価を行い、落札者になりえる者が低入札調査基準価格を下回った場合は、その者は施工体制に係る審査のため、追加資料の提出を求める通知日の翌日から起算して4日以内(休日を除く。)に低入札価格調査制度調査資料及び施工体制確認に係る追加資料作成要領(平成25年6月28日 25建企第206号。以下「作成要領」という。)に規定する追加資料を提出するものとする。

また、追加資料提出の翌日より起算して、5日以内(休日を除く。)に聴取り調査を実施するものとする。

なお、低入札調査基準価格以上の価格で入札した者の施工体制に係る審査は省略し、施工体制評価点は満点とする。

9 競争参加資格がないと認められた者、施工計画が採用されなかった者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者、施工計画が採用されなかった者又は落札者とされなかった者は、長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき、契約担任者に対して競争参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

競争参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限	【参加資格がないと認められた理由】 令和7年7月23日(水曜日)まで	長崎県土木部建築課調整班 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号 TEL 095-894-3091 FAX 095-827-3367
上記回答期限	令和7年8月1日(金曜日)まで	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)とする。	
落札者とされなかった理由及び施工計画の採否に対する苦情申立期間	入札結果の公表をした日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)とする。	
上記回答期限	苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)とする。	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を行った日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)とする。	

10 政府調達に関する苦情の処理手続

「9」の苦情申立によらない又は「9」の結果、苦情の解決に至らなかった場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年長崎県告示第588号)に定めるところにより、苦情の申立を行うことができる。

なお、この場合、長崎県政府調達苦情検討委員会が契約締結又は契約執行の停止を要請する場合がある。

11 低入札調査

(1) 低入札要綱第3条に規定する低入札調査基準価格を下回り、かつ、総合評価の審査の結果、落札者になりえる

者になった入札者（実施要領第 23 条第2項による入札の無効の者は除く。以下「低入札調査対象者」という。）に対して、同要綱第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査（以下「低入札調査」という。）を実施する。ただし、低入札調査対象者のうち、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（平成 25 年6月 28 日 25 建企第 207 号）2に規定する基準に該当した者に対しては、同要領に基づく特別重点調査を実施する。

- (2) (1)の調査により、その者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者の入札を失格とする。
- (3) 低入札調査対象者及び特別重点調査対象者（以下「低入札調査対象者等」という。）は、資料等の提出の通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に作成要領に規定する資料等を提出するものとする。
- (4) 資料等については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、事務所の長が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りではない。
- (5) 特別重点調査においては、入札者から聴取り調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか確認を行う。また、低入札調査においても聴取り調査を行う場合がある。
- (6) 低入札調査対象者等に対して説明資料の提出、提示等を求める場合がある。
- (7) 低入札調査対象者等は調査に協力しなければならない。
- (8) 入札者が虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合、低入札要綱第9条第2号に記載する重点的な監督と調査の内容とが著しく乖離していた場合は指名停止を行うことがある。

12 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は実施要領のとおり。
- (2) 入札結果、本公告及び実施要領は、長崎県入札情報サービスポータルサイトに掲載する。
ホームページアドレス (<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>)
実施要領は営繕課ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/eizen-nyuusatsujouhou/>) にも掲載する。
- (3) 入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／要綱・要領／要綱・要領等」
- (4) 申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」

14 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kengo Oishi, Governor of Nagasaki Prefecture
- (2) Subject matter of the contract : “New Sasebo Police Station” (provisional name)
- (3) Deadline for the submission of tenders: July, 24th, 2025
- (4) Contact office for this tender documentation :
Construction Division, Public Works Department
Nagasaki Prefectural Government
3-1 Onoue-machi Nagasaki, 850-8570 Japan